

国家外汇管理局上海市分局关于临港新片区
部分跨境贸易投资高水平开放试点扩围的通知

上海汇发〔2023〕13号

上海市各銀行：

为促进上海地区跨境投融资便利化水平进一步提高，广泛激发市场活力，提升外汇管理服务实体经济的能力和质效，经国家外汇管理局同意，上海市合格境外有限合伙人(QFLP) 外汇管理试点区域由临港新片区扩大至上海市全辖，银行直接办理非金融企业外债签约登记试点区域由临港新片区扩大至浦东新区。为保障试点工作有序开展，国家外汇管理局上海市分局制定了《上海市合格境外有限合伙人(QFLP) 试点外汇管理操作指引》、《上海市银行办理非金融企业外债签约(变更) 登记业务操作指引》，现印发给你们，请遵照执行。

本通知自发布之日起实施。以前规定与本通知不符的，以本通知为准。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局上海市分局反馈。

联系电话：021-58845265

特此通知。

附件：

1. 上海市合格境外有限合伙人试点外汇管理操作指引
2. 上海市银行办理非金融企业外债签约(变更) 登记业务操作指引

国家外汇管理局上海市分局
2023年2月13日

国家外貨管理局上海市分局：
臨港新エリアの一部クロスボーダー貿易投資
ハイレベル開放試行エリア拡大に関する通知
上海匯發〔2023〕13号

上海市各銀行：

上海地区のクロスボーダー投融资利便化レベルのさらなる向上を促進し、市場エネルギーを広範囲に渡って励起させ、外貨管理の実体経済への奉仕能力および効果を向上させるため、国家外貨管理局の同意を経て、上海市適格外国人有限責任組合(QFLP) 外貨管理試行区域を臨港新エリアから上海市全管轄区域に拡大し、銀行非金融企業外債契約登記直接取扱試行区域を臨港新エリアから浦东新区に拡大する。試行業務の秩序立った実施を保障するため、国家外貨管理局上海市分局は、《上海市適格外国人有限責任組合(QFLP) 試行外貨管理オペレーションガイド》・《上海市銀行非金融企業外債契約締結(変更) 登記業務取扱オペレーションガイド》を制定しており、ここに印刷・公布するため、真摯に執行されたい。

本通知は、公布日より実施する。以前の規定が本通知と合致しない場合、本通知に準ずるものとする。執行において問題に遭遇した場合、遅滞なく国家外貨管理局上海市分局にフィードバックされたい。

連絡先：021-58845265

特にここに通知する。

付属文書：

1. 上海市適格外国人有限責任組合試行外貨管理オペレーションガイド
2. 上海市銀行非金融企業外債契約締結(変更) 登記業務取扱オペレーションガイド

国家外貨管理局上海市分局
2023年2月13日

<p>附件 1</p> <p style="text-align: center;">上海市合格境外有限合伙人试点 外汇管理操作指引</p> <p style="text-align: center;">第一章 总 则</p> <p>第一条 为贯彻落实党中央、国务院关于稳外 资工作的决策部署，提升利用外资质量，规范合格 境外有限合伙人(Qualified Foreign limited Partner) 试点(以下简称 QFLP 试点)外汇管理工 作，根据《中华人民共和国外汇管理条例》等法规 制定本指引。</p> <p>第二条 经地方金融工作管理部门认定的境 内企业(以下简称管理企业)，依法试点发起成立并 受托管理以非公开方式向境内投资者和境外投资 者募资的私募投资基金(以下简称试点基金)，其中 涉及的相关外汇管理内容适用本指引。</p> <p>前款所称境外投资者是指符合地方金融工作 管理部门设定条件的境外自然人、机构(以下简 称合格境外有限合伙人)。</p> <p>第三条 国家外汇管理局根据国际收支形 势和区域发展等情况确定 QFLP 的外汇管理试点地区。</p> <p>第四条 国家外汇管理局上海市分局(以下 简称上海市分局)负责监管本指引所涉辖内外汇登 记、资金汇兑等事宜。</p> <p>第五条 上海市分局参与上海市地方金融工 作管理部门建立的联合工作机制，协助建立健全 QFLP 试点相关管理制度和防范、化解、处置相关金 融风险。</p> <p>第六条 试点基金投资范围应遵守中国证 监会、中国证券投资基金业协会等部门规定。</p> <p>试点基金的投向应当符合国家宏观调控政策、 产业政策及现行外商投资准入特别管理措施，应具 有真实的交易基础，不得虚构交易。</p> <p style="text-align: center;">第二章 外汇登记</p>	<p>付属文書 1</p> <p style="text-align: center;">上海市適格外国人有限責任組合試行 外貨管理オペレーションガイド</p> <p style="text-align: center;">第一章 総 則</p> <p>第一条 中国共産党中央委員会・国務院の外資 安定化業務の決定・取り決めに徹底・実行し、外 資利用のクオリティを向上させ、適格外国人有限 責任組合(Qualified Foreign limited Partner) 試行(以下、QFLP 試行)外貨管理業務を規範化す るため、《中華人民共和国外貨管理条例》などの 法規に基づき本ガイドを制定する。</p> <p>第二条 地方金融業務管理部門の認定を受け た国内企業(以下、管理企業)が、法に基づき試 行により発起・設立し、かつ受託管理により非公 開方式で国内投資家および国外投資家から資金 を募る私募投資ファンド(以下、試行ファンド) について、このうち関連外貨管理の内容に関わる 場合、本ガイドを適用する。</p> <p>前項でいう国外投資家とは、地方金融業務管理 部門が設けた条件に合致する国外の自然人・機構 (以下、適格外国人有限責任組合)を指す。</p> <p>第三条 国家外貨管理局は、国際収支情勢およ び地域の発展などの状況に基づき QFLP の外貨管 理試行地区を確定する。</p> <p>第四条 国家外貨管理局上海市分局(以下、上海 市分局)は、本ガイドに関連する管轄内の外貨登 記・資金為替などの事項を監督管理する責を負う。</p> <p>第五条 上海市分局は、上海市地方金融業務管 理部門が構築する共同業務メカニズムに参加し、 QFLP 試行関連管理制度の構築・整備および関連金 融リスクの防止・解消・処置に協力する。</p> <p>第六条 試行ファンドの投資範囲は、中国証監 会・中国証券投資基金業協会(Asset Management Association of China)などの部門の規定を遵守 しなければならない。</p> <p>試行ファンドの投資対象は、国家のマクロ政 策・産業政策および現行の外商投資参入特別管理 措置に合致していなければならない、真実の取引基 礎を備えていなければならない、取引を虚構しては ならない。</p> <p style="text-align: center;">第二章 外貨登記</p>
---	---

<p>第七条 管理企业在取得试点资格以及可以募集的境外资金规模(以下简称 QFLP 试点规模)后,应持如下证明文件到所在地外汇局办理外汇登记。</p> <p>(一)书面申请(包括但不限于管理企业基本情况、拟发起成立试点基金基本情况、资金募集及投资计划、拟聘请托管金融机构情况等);</p> <p>(二)地方金融工作管理部门关于试点资格及 QFLP 试点规模备案的证明材料;</p> <p>(三)中国证券投资基金业协会关于管理企业、试点基金登记或备案的证明材料,其中试点基金备案材料可于取得备案之日起十个工作日内补充提供。</p> <p>第八条 除另有规定外,管理企业发起成立多只试点基金的,可自主在各试点基金之间灵活调剂单只试点基金募集境外资金规模(以下简称单只基金 QFLP 试点规模),各单只基金 QFLP 试点规模和不得超过该管理企业 QFLP 试点规模。</p> <p>第九条 QFLP 试点规模实行余额管理。管理企业发起成立的所有试点基金募集境外资金的净流入(不含股息、红利、利润、税费等经常项目收支)之和不得超过该管理企业 QFLP 试点规模(因汇率变动等合理原因导致的差异除外)。</p> <p>第十条 管理企业按规定程序调整其 QFLP 试点规模的,应在调整后参照本指引第七条到所在地分局申请办理外汇变更登记。</p> <p>第十一条 管理企业退出 QFLP 试点业务后,应到所在地分局申请办理外汇注销登记。</p> <p style="text-align: center;">第三章 资金汇兑</p> <p>第十二条 管理企业应按相关规定委托境内具有托管资质的金融机构作为试点基金的托管人,托管人作为独立第三方实时监控资金使用情况。</p>	<p>第七条 管理企業は、試行資格および募集可能となる国外資金規模(QFLP 試行規模)の取得後、以下の証明書類を持参のうえ、所在地の外管局において外貨登記を行わなければならない。</p> <p>(一)書面申請(管理企業の基本状況、発起・設立予定の試行ファンドの基本状況、資金募集および投資計画、招聘予定の委託管理金融機関の状況などを含むがこれに限らない);</p> <p>(二)地方金融業務管理部門の試行資格および QFLP 試行規模の備案に関する証明資料;</p> <p>(三)中国証券投資基金業協会(Asset Management Association of China)の管理企業・試行ファンドの登記あるいは備案に関する証明資料、このうち試行ファンドの備案資料は、備案取得日より 10 営業日以内に追加で提出することができる。</p> <p>第八条 別の規定がある場合を除き、管理企業は、複数の試行ファンドを発起・設立する場合、各試行ファンド間で単独の試行ファンドについての国外資金募集規模(以下、単独ファンド QFLP 試行規模)を柔軟に調整することができるが、各単独ファンド QFLP 試行規模の和は、当該管理企業の QFLP 試行規模を超過してはならない。</p> <p>第九条 QFLP 試行規模は、残高管理を実行する。管理企業が発起・設立する全試行ファンドの国外から募集する資金のネット流入額(配当金・特別配当金・利潤・税費用などの経常項目収支は含まない)の和は、当該管理企業の QFLP 試行規模(為替レートの変動などの合理的な原因により生じる差異を除く)を超過してはならない。</p> <p>第十条 管理企業は、規定に手順に基づきその QFLP 試行規模を調整する場合、調整後に本ガイド第七条を参照のうえ、所在地の分局において外貨変更登記手続きを申請しなければならない。</p> <p>第十一条 管理企業は、QFLP 試行業務から退出する場合、所在地の分局において外貨抹消登記手続きを申請しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第三章 資金為替</p> <p>第十二条 管理企業は、関連規定に基づき国内の委託管理の資質を有する金融機関を試行ファンドの委託管理人として委託しなければならず、委託管理人が独立した第三者として資金の使用状況をリアルタイムで監督コントロールする。</p>
---	--

第十三条 管理企业办理外汇登记后, 试点基金应凭所属管理企业外汇登记业务凭证(该凭证业务编号以“69”开头)、投资协议、合同等真实性证明文件在托管银行开立 QFLP 专用账户(账户性质: 资本金账户, 账户代码为 2102)。资金汇出、汇入均须通过 QFLP 专用账户完成。

QFLP 专用账户收入范围包括: 合格境外有限合伙人从境外汇入的投资资金; 从人民币募集账户划入和购汇划入的资金; 外汇局允许的其他收入。

QFLP 专用账户支出范围包括: 对外支付合格境外有限合伙人投资本金和收益; 对外支付利润、分红、利息以及其他经常项下资金; 结汇或直接以人民币划至人民币募集账户; 外汇局允许的其他支出。

第十四条 银行可凭管理企业出具的有关资金来源和用途的说明及投资者出具的按照中国境内相关税务法律法规足额缴纳税费的承诺函等, 在该基金 QFLP 试点规模内, 为其直接办理跨境收支。

第十五条 试点基金因撤销、破产、吸收合并等清盘, 可凭完税证明以及有关清盘和清算资金汇出的交易真实性证明等材料, 直接在银行办理相关购付汇手续。

第十六条 在如实申报资金用途并符合相关投资范围的前提下, 试点基金可直接在银行办理外汇资金结汇。

第四章 信息报备及监督管理

第十七条 境内银行、管理企业、试点基金及试点基金的托管人等主体应按照规定, 履行国际收支统计申报义务。

第十八条 托管人应于每季度结束后 10 个工作日内, 向相关外汇局及地方金融工作管理部门报告试点基金资金汇出入、结购汇数据(数据报送内容及要求详见附表 1)。托管人应按照银行展业原则, 对试点业务进行尽职审查和事后监督。托管人如发现试点业务资金运作存在重大或异常事项, 应及时向相关外汇局报告。

第十三条 管理企業の外貨登記手続き後、試行ファンドは、所属管理企業の外貨登記業務証憑(当該証憑の業務番号は頭に「69」が付く)・投資協議・契約書などの真实性証明文書に基づき、委託管理銀行において QFLP 専用口座(口座性質: 資本金口座、口座コード 2102)を開設しなければならない。資金の出金・入金はいずれも QFLP 専用口座を通じて完了させなければならない。

QFLP 専用口座の入金範囲は以下を含む: 適格外国人有限責任組合の国外から払い込まれる投資資金; 人民币募集口座から振替入金される、および外貨転して振替入金される資金; 外管局が許可するその他入金。

QFLP 専用口座の出金範囲は以下を含む: 対外的に支払う適格外国人有限責任組合の投資元本および収益; 対外的に支払う利潤・配当・利息およびその他経常項目の資金; 人民币転して、あるいは直接的に人民币にて行う人民币募集口座への振替; 外管局が許可するその他出金。

第十四条 銀行は、管理企業が作成した関連資金原資および用途の説明、および投資家が作成する中国国内の税務に関する法律・法規に基づく税金の満額納付に対する承諾書などに基づき、当該ファンドの QFLP 試行規模内で、クロスボーダー受払を直接取り扱うことができる。

第十五条 試行ファンドを抹消・破産・吸収合併などにより清算する場合、税金完納証明および清算および清算資金送金に関する取引の真实性証明などの資料に基づき、直接銀行において関連外貨転・対外支払手続きを行うことができる。

第十六条 事実通りに資金用途を申告し、関連投資範囲に合致していることを前提として、試行ファンドは、直接銀行において外貨資金の人民币転を行うことができる。

第四章 情報報告および監督管理

第十七条 国内銀行・管理企業・試行ファンドおよび試行ファンドの委託管理人などの主体は、関連規定に基づき、国際収支統計の申告義務を履行しなければならない。

第十八条 委託管理人は、毎四半期の終了後 10 営業日以内に、関連外管局および地方金融業務管理部門に試行ファンドの資金出入金・両替データを報告しなければならない(報告データの内容および要求の詳細は附表 1 を参照)。委託管理人は、銀行の業務実施原則に基づき、試行業務に対してデューデリジェンス審査および事後監督を行わ

第十九条 试点基金开展业务后, 管理企业应于每季度结束后 10 个工作日内, 向相关外汇局及地方金融工作管理部门报告投资信息(数据报送内容及要求详见附表 2、3), 包括:

(一) 资金汇入汇出及结汇购汇情况;

(二) 境内项目情况, 包括: 投资品种、基金净值、资金投向、境外募集资金来源等信息。

第二十条 对于境内银行、管理企业、试点基金、托管人违反相关外汇管理规定办理外汇登记、资金汇兑、信息报备的行为, 由相关外汇局依据《中华人民共和国外汇管理条例》等进行处置。对于其他违法违规行为, 由地方金融工作管理部门或其牵头的联合工作机制依法处置。

第二十一条 上海市分局及其它相关外汇局加强事中事后监管, 发现异常情况及时向国家外汇管理局报告。如发现可能形成重大风险的, 外汇局可建议地方金融工作管理部门依法处置。

第五章 附 则

第二十二条 试点涉及相关外汇局包括: 联合工作机制所在地外汇局、管理企业所在地外汇局、试点基金所在地外汇局、托管人所在地外汇局。其中, 联合工作机制所在地外汇局承担汇兑主要监管职责, 其他外汇局承担汇兑协助监管职责。

第二十三条 本试点业务项下无需办理试点基金货币出资入账登记、境内被投资企业接受再投资外汇登记, 两者均无需开立结汇待支付账户。

第二十四条 香港特别行政区、澳门特别行政区、台湾地区投资者可作为合格境外有限合伙人参与试点基金。

なければならない。委託管理人は、試行業務の資金運用に重大あるいは異常な事項があることを発見した場合、遅滞なく関連外管局に報告しなければならない。

第十九条 試行ファンドの業務実施後、管理企業は、毎四半期の終了後 10 営業日以内に、関連外管局および地方金融業務管理部門に投資情報を報告しなければならない(報告データの内容および要求の詳細は附表 2・3 を参照)、これには以下を含む。

(一) 資金の入金・出金および人民元転・外貨転の状況;

(二) 国内プロジェクトの状況、これには以下を含む: 投資の種類・ファンドの純額・資金の投資対象・国外募集資金の原資などの情報;

第二十条 国内銀行・管理企業・試行ファンド・委託管理人の関連外貨管理規定に違反する外貨登記・資金為替・情報報告などの行為は、関連外管局が《中華人民共和国外貨管理条例》などに基づき処置する。その他の法律・規定違反行為は、地方金融業務管理部門あるいはこれが主導する共同業務メカニズムが法に基づき処置する。

第二十一条 上海市分局およびその他関連外管局は、期中・事後監督管理を強化し、異常な状況を見つけた場合、遅滞なく国家外貨管理局に報告する。重大なリスクが生じる可能性を見つけた場合、外管局は、地方金融業務管理部門に法に基づき処置するよう助言することができる。

第五章 附 則

第二十二条 試行に関わる関連外管局は以下を含む: 共同業務メカニズムの所在地の外管局・管理企業の所在地の外管局・試行ファンドの所在地の外管局・委託管理人の所在地の外管局。このうち、共同業務メカニズムの所在地の外管局が為替主要監督管理の職責を負い、その他の外管局は為替協力監督管理の職責を負う。

第二十三条 本試行業務項目は、試行ファンドの貨幣出資入金登記・国内被投资企业再投資受入外貨登記を行う必要がなく、両者いずれも人民元転支払待機口座を開設する必要もない。

第二十四条 香港特别行政区・マカオ特别行政区・台湾地区の投資家は、適格外国人有限責任組合として試行ファンドに参加することができる。

第二十五条 本指引由上海市分局负责解释。

第二十六条 本指引自发布之日起实施。

第二十五条 本ガイドは、上海市分局が解釈の責を負う。

第二十六条 本ガイドは公布日より実施する。

<p>附件 2</p> <p style="text-align: center;">上海市銀行辦理非金融企業外債簽約 (變更) 登記業務操作指引</p> <p>試點企業 注册在上海市浦东新区的非金融企業。</p> <p>審核材料</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 《非金融企業外債登記申請表（宏觀審慎模式）》（必要時附書面說明）。 2. 加蓋公章的外債合同主要條款復印件（境外發行債券的，需提供認購協議或全球債券證書等證明材料）。 3. 上年度或最近一期經審計的財務報告。 4. 因外債合同主要條款發生變化，需辦理外債變更登記的，還需提供原《境內機構外債簽約情況表》，並出示相關業務登記憑證。 <p>審核原則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 選擇全口徑跨境融資宏觀審慎模式借用外債的非金融企業債務人（房地產企業、地方政府融資平台、融資租賃公司、融資擔保公司、商業保理公司、地方資產管理公司、小額貸款公司、典當行除外），可在外債提款前到國家外匯管理局上海市分局轄內銀行辦理外債簽約登記手續。銀行應通過資本項目信息系統辦理外債簽約登記，打印《境內機構外債簽約情況表》和《業務登記憑證》並加蓋銀行業務印章後交給申請人。 <p>選擇其他方式借用外債的，非金融企業債務人仍應按現行規定到所在地外匯局辦理外債登記。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 非金融企業債務人跨境融資風險加權餘額不得超過其跨境融資風險加權餘額上限。跨境融資風險加權餘額與跨境融資風險加權餘額上限，按照《中國人民銀行關於全口徑跨境融資宏觀審慎管理有關事宜的通知》（銀發[2017]9 號）規定的計算公式計算，宏觀審慎調節參數等指標按現行文件規定執行。 	<p>付屬文書 2</p> <p style="text-align: center;">上海市銀行非金融企業外債契約締結 (變更) 登記業務取扱オペレーションガイド</p> <p>試行企業 上海市浦東新区に登録している非金融企業。</p> <p>審査書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 《非金融企業外債登記申請表（マクロプルーデンスモデル）》（必要な場合、書面説明を添付）。 2. 公章を押捺した外債契約主要条項の写し（債券国外発行の場合、引受購入協議あるいはグローバル債券証書などの証明資料の提出が必要）。 3. 前年度あるいは直近一期の監査済財務報告。 4. 外債契約の主要条項に變化が生じたことにより外債變更登記の手続きが必要な場合、さらに元の《国内機構外債契約締結状況表》を提出し、併せて関連業務登記証憑を提示しなければならない。 <p>審査原則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 全口徑クロスボーダー融資マクロプルーデンスモデルを選択して外債を借り入れる非金融企業債務者（不動産企業・地方政府融資プラットフォーム・ファイナンスリース会社・融資担保会社・商業ファクタリング会社・地方資産管理会社・少額貸付会社・質屋業を除く）は、外債の引出し前に国家外貨管理局上海市分局の管轄内の銀行において外債契約締結登記手続きを行うことができる。銀行は、資本項目情報システムを通じて外債契約締結登記を行い、《国内機構外債契約締結状況表》および《業務登記証憑》をプリントアウトし、銀行業務印を押捺後、申請者に交付しなければならない。 <p>その他の方式を選択して外債を借り入れる場合、非金融企業債務者は、引き続き現行の規定に基づき所在地の外管局において外債登記を行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 非金融企業債務者のクロスボーダー融資リスク加重残高は、そのクロスボーダー融資リスク加重残高上限を超過してはならない。クロスボーダー融資リスク加重残高およびクロスボーダー融資リスク加重残高上限は、《中国人民銀行：全口徑クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理関連事項に関する通知》（銀發[2017]9 号）の規定する計算公式に基づき計算し、マクロプルー
--	---

<p>3. 外債合同主要条款包括当事各方、币种、金额、期限、利率、借款用途和适用法律等。</p> <p>注意事項</p> <p>1. 銀行辦理外債登記前，需核實非金融企業債務人實際情況、申請信息與系統信息是否一致，不一致的需核實原因，待相關信息一致後再辦理新的登記業務。</p> <p>2. 非金融企業債務人借用外債，原則上應將所涉資金調回境內使用。</p> <p>3. 非金融企業債務人可自行與境內銀行等金融機構或境外債權銀行簽訂以鎖定外債還本付息風險為目的，與匯率或利率相關的保值交易合同，並辦理交割。簽訂保值交易合同、辦理保值交易合同交割時，非金融企業債務人的交易對手方、辦理交割款項匯出的銀行等，應當確認該筆交易具備合法、清晰的實盤背景。</p> <p>(1) 非金融企業債務人獲得的保值交易外匯收入，可直接到銀行辦理結匯或存入外債專用賬戶保留（國際收支申報時，無需填寫相應外債業務編號）。</p> <p>(2) 非金融企業債務人可直接到銀行購匯或使用自有外匯辦理交割。</p> <p>4. 非金融企業債務人購匯償還外債，應遵循實需原則。</p> <p>5. 除另有規定外，對外貨物或服務貿易中產生的預收款和應付款，以及除外債之外其他金融資產交易產生的對外應付款及相關息費等，不納入外債規模管理，無需按照本操作指引辦理外債登記。境內付款方應當按照與基礎交易相關的外匯管理規定辦理對價及附屬費用的對外支付。</p> <p>6. 對於境內非金融企業債務人向離岸銀行借</p>	<p>デンス調節係数などの指標は、現行の文書の規定に基づき執行する。</p> <p>3. 外債契約の主要条項には、各当事者・通貨の種類・金額・期限・利率・借入用途および適用法律などを含む。</p> <p>注意事項</p> <p>1. 銀行は、外債登記の実施前に、非金融企業債務者の実際の状況・申請情報がシステム上の情報と一致するか否かを確認しなければならず、一致しない場合には原因を確認し、関連情報が一致してから新たな登記業務を行わなければならない。</p> <p>2. 非金融企業債務者が外債を借り入れる場合、原則、関連資金を国内に還流させて使用しなければならない。</p> <p>3. 非金融企業債務者は、国内銀行などの金融機関あるいは国外の債権銀行と外債の元本返済・利息支払リスクを固定することを目的として、為替レートあるいは利率に関わるヘッジ取引契約を自ら締結し、受渡しを行うことができる。ヘッジ取引契約の締結・ヘッジ取引契約の受渡の際、非金融企業債務者の取引相手・受渡の代金送金を取り扱う銀行などは、当該取引が合法的で明瞭なファームオファターの背景を備えていることを確認しなければならない。</p> <p>(1) 非金融企業債務者が取得したヘッジ取引による外貨収入は、直接銀行において人民元転する、あるいは外債専用口座に預け入れて保留することができる（国際収支申告の際、相応する外債業務番号の記入は不要）。</p> <p>(2) 非金融企業債務者は、直接銀行において外貨転する、あるいは自己保有の外貨を使用して受渡しを行うことができる。</p> <p>4. 非金融企業債務者が外貨転して外債を返済する場合、実需原則を遵守しなければならない。</p> <p>5. 別の規定がある場合を除き、對外貨物あるいはサービス貿易において生じる前受金および買掛金、および外債以外のその他金融資産取引により生じる対外的な買掛金および関連利息費用などは、外債規模の管理に組み入れず、本オペレーションガイドに基づき外債登記を行う必要はない。国内の支払側は、基本取引に関連する外貨管理規定に基づき対価および付属費用の對外支払を行わなければならない。</p> <p>6. 国内非金融企業債務者がオフショア銀行か</p>
--	---

<p>用的离岸贷款，视同外债管理，占用境内借款人的跨境融资风险加权余额上限。</p> <p>7. 变更登记增加提前还款的，须重新区分期限风险转换因子计算风险加权余额。</p>	<p>ら借り入れるオフショアローンは、外債管理と見做し、国内借入人のクロスボーダー融資リスク加重残高上限を占用する。</p> <p>7. 期日前返済の増加を変更登記する場合、期間リスク転換因数を改めて区分したうえでリスク加重残高を計算しなければならない。</p>
---	---